

第四十七条 (印紙保険料納付計器の設置) 事業主は、法第二十三条第三項の規定により印紙保険料納付計器の設置の承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を当該印紙保険料納付計器を設置しようとする事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官(以下「納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官」という。)に提出しなければならない。

- 一 労働保険番号
- 二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 事業の名称、事業の行われる場所、事業の種類及び事業に係る日雇労働被保険者数
- 四 当該印紙保険料納付計器の名称及び型式
- 五 当該印紙保険料納付計器を設置しようとする年月日

2 (略)

(始動票札受領通帳)

第五十条 事業主は、前条第一項の規定により始動票札の交付を受けようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官に提出して始動票札受領通帳(様式第二号)の交付を受けなければならない。

- 一 労働保険番号
- 二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類
- 四 法第二十三条第三項の承認を受けた印紙保険料納付計器の名称、型式、計器番号、始動の予定年月日及び当該印紙保険料納付計器により表示しようとする印紙保険料の額に相当する金額の総額

2~6 (略)

(印紙保険料の納付状況の報告)

第五十四条 雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、次に掲げる事項を記載した報告書によつて、毎月における雇用保険印紙の受払状況を翌月末日までに、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。

- 一 労働保険番号
- 二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 報告年月日
- 四 当該事業主の事業に使用する日雇労働被保険者に関する事項
- 五 雇用保険印紙の受払状況

(印紙保険料納付計器の使用状況)

第五十五条 法第二十三条第三項の規定により印紙保険料納付計器を設置した事業主は、次に掲げる事項を記載した報告書によつて、毎月における印紙保険料納付計器の使用状況を翌月末日までに、当該印紙保険料納付計器を設置した事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して、納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。

- 一 労働保険番号
- 二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 報告年月日
- 四 当該事業主の事業に使用する日雇労働被保険者に関する事項
- 五 印紙保険料納付計器の使用状況

第四十七条 (印紙保険料納付計器の設置) 事業主は、法第二十三条第三項の規定により印紙保険料納付計器の設置の承認を受けようとする場合には、印紙保険料納付計器設置承認申請書(様式第十二号)を当該印紙保険料納付計器を設置しようとする事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官(以下「納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官」という。)に提出しなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

2 (略)

(始動票札受領通帳)

第五十条 事業主は、前条第一項の規定により始動票札の交付を受けようとするときは、あらかじめ、始動票札受領通帳交付申請書(様式第十三号)を納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官に提出して始動票札受領通帳(様式第十四号)の交付を受けなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

2~6 (略)

(印紙保険料の納付状況の報告)

第五十四条 雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、印紙保険料納付状況報告書(様式第十五号)によつて、毎月における雇用保険印紙の受払状況を翌月末日までに、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

(印紙保険料納付計器の使用状況)

第五十五条 法第二十三条第三項の規定により印紙保険料納付計器を設置した事業主は、印紙保険料納付計器使用状況報告書(様式第十五号)によつて、毎月における印紙保険料納付計器の使用状況を翌月末日までに、当該印紙保険料納付計器を設置した事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して、納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)